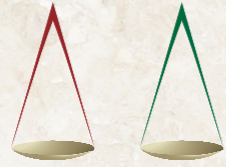


Attorney & Accountant



広島総合法律会計事務所は 企業・市民の皆様の様々な問題をワンストップでサポートします

グループ内の法律事務所、税理士事務所、公認会計士事務所、社会保険労務士事務所、相互の連携により、ワンストップで対応いたします。



- 広島電鉄路面電車 白島電停(徒歩1分)
- 広島高速交通アストラムライン「城北駅」(徒歩8分)
- JR「新白島駅」(徒歩10分)

広島総合法律会計事務所

〒730-0004 広島市中区東白島町14-15 NTTクレド白島ビル7F
http://www.hirosa.jp/

弁護士法人 広島総合法律会計事務所TEL:082-227-1100 FAX:082-227-1200
 広島総合税理士法人 広島総合公認会計士共同事務所.....TEL:082-227-1414 FAX:082-227-1122
 広島総合社会保険労務士法人.....TEL:082-227-1005 FAX:082-227-1122

★事務所受付時間 平日 9:00~18:00
(ただし、12:00~13:00はお昼休みをいただいております。)



A&A REPORT

Attorney & Accountant



広島総合法律会計事務所
〒730-0004 広島市中区東白島町14-15
NTTクレド白島ビル7F
http://www.hirosa.jp/

● あけましておめでとうございます

広島総合法律会計事務所は2007年に設立し、今年で17年目になりました。私はといえば、この17年間で髪は寂しくなり、おなか周りはふっくら(?)してきました。設立時の会計部門は数名で始まりましたが、今では約30名が在籍。昨年は堺町事務所も開設され、会計部門も徐々に業務拡大が進んでおります。事務所内では公認会計士や税理士、顧問、担当者がいろいろな会計・税務問題を議論しており、今まで経験した会計税務問題が礎となり、「広島総合」ならではの議論が活発に行われています。

最近では新型コロナウイルス感染症の影響もあって働き方が変わってきており、会計部門でもテレワークや、関与先様とのズーム等による打ち合わせや相談事例が増えています。時間的には効率化が進んでいる一方で、実際に顔を合わすことが減少しており、人間関係の構築が以前より難しくなっていると感じております。

さて、会計に関する喫緊の課題は今年から来年にかけて税務面で2つあります。1つは本年10月から消費税の適格請求書等保存方式(一般的にはインボイス制度と呼ばれています)が始まります。インボイス制度とは売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるもので、具体的には現行の区分記載請求書に「登録番号」「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものを言い、売手であるインボイス発行事業者は買手である取引相手(課税事業者)から求められた時は、インボイスを交付しなければなりません(交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として取引相手(売手)であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

このインボイス制度は、事前に税務署に対して申請を行い、インボイスの登録番号を受け取る必要があります、遅くとも本年3月末までに税務署に申請をして、インボイス登録番号を発行してもらうようにして下さい。又、今年

税理士 小平 祥彦

10月からはインボイス制度に対応した帳簿組織の記帳義務があり、免税業者からの課税仕入等には経過措置の適用がありますので、実務的に注意しなければならないことがたくさんあります。

もう1つの課題が昨年1月から導入された電子帳簿保存法の改正で、来年1月からは電子取引の改正が全面適用される予定です。これは経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資する為に令和3年度に税制改正が行われ、帳簿書類を電子的に保存する際の手続き等について抜本的な見直しが行われました。



具体的には、①電子的に作成した帳簿・書類をデータのまま保存する電子帳簿等保存 ②紙で受領・作成した書類を画像データでスキャナ保存 ③電子的に授受した取引情報をデータで保存する電子取引保存の3種類があり、この内③電子取引保存は令和5年12月31日までにを行う電子取引については、保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出ができるようにしていれば差し支えありませんが、令和6年1月からは保存要件に従った電子データの保存が必要ですので、事前の準備をお願い致します。

当事務所では、インボイス制度と電子帳簿保存法の2つの課題について勉強会を行い、関与先様からのご質問に素早く対応できるように研修を行っておりますので、疑問点等がありましたらご遠慮なく事務所担当者までご相談下さい。

今年も新型コロナウイルス感染症の対策を取りながら総合的なサービスが提供できるように励んで参りますので、1年間宜しくお願い致します。

● A&Aセミナー 公益通報者保護法の実務対応

弁護士 片木 晴彦

昨年11月10日に、当事務所のA&Aセミナーを開催しました。今回は、令和2年に改正され、昨年6月1日に改正法が施行された「公益通報者保護法」を取り上げました。

以下、その概要を報告いたします。



1. 公益通報対応体制の整備

(1) 労働者が300人を超える事業者の体制整備義務

今回の改正で、常時使用する労働者の数が300人を超える事業者は、公益通報を受け付け、内容を調査し、必要な是正を促すための体制を整えることが義務付けられます。

常時使用する労働者が300人以下の事業者については、体制整備は努力義務とされます。

(2) 公益通報対応業務従事者の指名

公益通報体制の整備の一環として、公益通報を受け付ける窓口には公益通報対応業務を行う「公益通報対応業務従事者」を定めなければなりません。「公益通報対応業務従事者」は、正当な理由なく、公益通報対応業務に関して知り得た事項であって公益通報者を特定させるものを漏らしてはならず、この義務に違反したときには刑事罰が科せられます。

親会社や弁護士など、外部者を窓口とすることも認められますが、その場合も、通報者を特定する事項を知りうる立場である限り、「公益通報対応業務従事者」となることが求められます。

2. その他の改正事項

(1) 保護される対象者の拡大

改正法では、保護される通報対象者に、退職後1年以内の労働者、1年以内に事業者の元に派遣されていた派遣従業員、さらに事業者の役員（取締役、執行役、会計参与、監査役）が追加されました。

(2) 通報対象事実

通報対象事実は、別途指定された（令和4年6月現在493本の法律を指定）法律に規定する罪の犯罪行為の事実に加えて、これらの法律で過料の理由とされている事実が加わりました。

(3) 保護の要件

労働者等が、権限を有する行政機関に対して公益通報を行うことができる場合として、通報対象事実が生じ、または生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合（真実相当性）のほか、通報対象事実など一定の事項を記載した書面を提出する場合があります。

行政機関以外の第三者（報道機関等）に対する公益通報が認められる場合としては、通報者を特定する事項が事業者内部で漏れる可能性が高い場合、個人の財産に対する重大な損害が発生する場合があります。

役員による行政機関、第三者に対する公益通報については、真実相当性に加えて、役員としての善管注意義務に従い、調査是正をとることに努めたにもかかわらず、なお通報対象事実が生じ、または生じようとしていることが求められます。

3. 保護の内容

公益通報をしたことを理由とした労働者の解雇は無効であり、また公益通報をしたことを理由として不利益な扱いをしてはなりません。

会社法上、役員は株主総会の決議でいつでも解任することができますが、公益通報をしたことを理由として解任された役員は、会社に対して損害の賠償を請求することができます。

「公益通報をしたことを理由として」解雇や不利益扱いがなされたことの立証責任は労働者・役員が負います。

4. 今後の課題

弁護士（特に顧問弁護士）や親会社など、外部の公益通報窓口のあり方、セクハラなど他の法律で求められる相談窓口との関係などは、今後なお詰めていくことが求められます。

● 登録挨拶

社会保険労務士 今井 淑誉

2019年1月に入所し、昨年の8月に社労士登録を致しました。入所前から社労士試験の勉強を始め、3度目の挑戦である2020年に無事合格。合格後は日々の業務を通じて経験を積み、この度登録するに至りました。周りの方々に支えられ、このスタートラインに立てたことに感謝しております。

私が社労士を目指したきっかけは、前職で総務の仕事に長く従事してきたことにあります。総務の仕事は企業によって違いはあると思いますが、前職では専門性を突き詰めていくというより、他部署で処理しない業務を一挙に請け負い、また社内での行事・会議の調整等、縁の下の力持ち的な存在でした。遣り甲斐のある仕事ではありましたが、仕事に従事する中で、自分自身の武器としてより専門的な知識を身に付けたいと



いう思いが芽生え、社労士を目指すに至りました。

まだまだ、未熟で至らない点もあるかと思いますが、これからも精進していく所存ですので、今後とも宜しくお願い致します。

● 「知らないと損する労働法の超基本」

社会保険労務士 石井 孝治

昨年7月、日本実業出版社より「知らないと損する労働法の超基本」を出版しました。私にとって10冊目の書籍となります。労働法というニッチな分野ではありますが、Amazon等のネット書店やリアル書店での販売も好調で、某有名大型書店でのベストセラーランキングの1位も獲得しました。

本書は、初めて人事や総務の担当になった人や、最低限の人事・労務管理の知識は知っておきたい経営層や管理職を対象に、労働法の基本を楽しく学んでいただけるように、ストーリー仕立てで構成しています。「長谷川フーズ」という架空の会社を舞台に、長らく後回しにされてきた労働環境の整備を任された主人公の白石ツバサが、戸惑いながらも職場の問題を解決してい



く様を描いており、ツバサたちの会話を楽しむうちに自然と労働法の知識が身に付きます。

管理部門で働く人はもちろん、部下を持ったばかりの人や新入社員にも役立つ1冊となっていますので、是非ご一読下さい。

● 税理士法人 堺町事務所を開設

2022年9月1日より、広島総合税理士法人堺町事務所がスタートしました。こちらは萬歳幸治税理士事務所の税務関与先を承継することに伴って開設したものです（本年の夏まで現住所ですがその後は未定）。

萬歳税理士は、昭和44年から50年以上の長きにわたり、地域の信頼と実績を重ねてこられた方です。これらのよき伝統を継承しながら、新たに3人をメンバーに加え、さらなる発展をしていきたいと思っております。

これからもご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い致します。

[会計部門 堺町事務所]
住所：広島県広島市中区堺町2丁目4-11
■広島電鉄宮島線小網町2丁目4-11 ■JR西広島駅 電車9分
■JR西広島駅・横川駅 タクシー7分 ■広島バス堺町バス停 徒歩3分

